

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年5月13日(2010.5.13)

【公開番号】特開2009-265396(P2009-265396A)

【公開日】平成21年11月12日(2009.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-045

【出願番号】特願2008-115574(P2008-115574)

【国際特許分類】

G 0 2 F 1/1333 (2006.01)

G 0 9 F 9/00 (2006.01)

G 0 2 F 1/1343 (2006.01)

G 0 2 F 1/1368 (2006.01)

G 0 9 F 9/30 (2006.01)

【F I】

G 0 2 F 1/1333 5 0 0

G 0 9 F 9/00 3 3 8

G 0 2 F 1/1343

G 0 2 F 1/1368

G 0 9 F 9/30 3 3 8

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月26日(2010.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガラス基板上に除去防止層、および、この除去防止層上に複数の画素をそれぞれ形成する画素形成工程と、

前記ガラス基板に対して対向用非ガラス基板を貼り合わせて中間体を形成する第1貼り合わせ工程と、

前記ガラス基板を除去する第1除去工程と、

前記除去防止層を除去する第2除去工程と、

アレイ用非ガラス基板を前記対向用非ガラス基板と貼り合わせる第2貼り合わせ工程とを具備したことを特徴とする表示素子の製造方法。

【請求項2】

ガラス基板上に少なくとも複数の画素をそれぞれ形成する画素形成工程と、

前記ガラス基板に対して対向用非ガラス基板を貼り合わせて中間体を形成する第1貼り合わせ工程と、

前記ガラス基板を研磨して所定厚みを残した薄板層とする研磨工程と、

前記薄板層に対してアレイ用非ガラス基板を貼り合わせる第2貼り合わせ工程とを具備したことを特徴とする表示素子の製造方法。

【請求項3】

前記対向用非ガラス基板と前記アレイ用非ガラス基板とを、同一材質とすることを特徴とする請求項1または2記載の表示素子の製造方法。

【請求項4】

前記画素形成工程は、前記除去防止層上にカラーフィルタ層を形成する工程を有してい

る

ことを特徴とする請求項 1 記載の表示素子の製造方法。

【請求項 5】

前記画素形成工程は、カラーフィルタ層を形成する工程を有している
ことを特徴とする請求項 2 記載の表示素子の製造方法。